

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	株式会社 長寿館
法人の種類	営利法人
代表者名	小倉 久聡
所在地	茨城県土浦市永国 1 0 4 8 - 1
他の介護保険関連の事業	通所介護 ・ 第1号通所事業 訪問介護 ・ 第1号訪問事業 居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 特定施設 住宅型有料老人ホーム
他の介護保険以外の事業	なし

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム永国長寿館
ホームの目的	この事業は、地域の中にある認知症対応型共同生活介護施設において生活する認知症高齢者に対し、日常生活における援助などを行うことにより、認知症の進行を減少させ認知症高齢者が精神的に安定し、健康で明るい生活を送れるように支援し認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
ホームの運営方針	株式会社 長寿館 グループホーム永国長寿館は、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき利用者の生活の安定と向上のため、支援・処遇を行う。
管理者	
開設年月日	平成16年12月23日
保険事業者指定番号	No. 0 8 7 0 3 0 1 1 0 8
所在地・電話・FAX番号	茨城県土浦市永国1048-1 電 話 : 0 2 9 (8 2 3) 1 9 5 1 FAX : 0 2 9 (8 2 3) 1 3 3 0
交通の便	土浦駅から車で15分
居室の概要	個室
共用施設の概要	相談室
緊急対応の方法	筑波病院 ・ 柏田診療所 (協力医療機関) 介護老人保健施設「豊浦」
防犯防災設備 避難施設等の概要	有
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保 株式会社

3. 職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
ホーム長管理者	人					介護福祉士	認知症介護実務者研修
計画担当責任者	人					介護支援専門員	認知症介護実務者研修
介護従事者	人						
(夜間勤務者)	(2人)	上記の職員の中から夜間勤務者(兼務)として指名する者					

4. 利用状況

(夜間勤務者)	1ユニット当たり定員9名(ユニット数:2ユニット) 想定員数18名
---------	-----------------------------------

5. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・面会 8:00 ～ 20:00
- ・外泊 管理者への届出が必要となります。
- ・所持品 別紙参照

6-A. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)及び着替えの介助等の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、医療連携体制、相談、援助等を包括的に提記の表による要支援2・要介護度別・介護保険負担割合に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。 別紙、料金表を参照。
保険対象外サービス	各個別の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供	1,500円 / 日
食事の提供	朝食:400円:昼食:400円:夕食:400円
個人消耗品の費用	水道光熱費及びその他、個人で使用した品は実費とし自己負担となります。(光熱水費 500円 日用品費/リネン代 200円)

6-B. 入居時に必要となる費用

敷金 20万円

預り金 (3万円)・・・入居者のおこづかい等

7. 医療上の対応と協力医療機関

- ① 入居者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- ② 健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、緊急治療あるいは、緊急入院が受けられるようにします。
グループホームの職員として又は協力医療機関等との契約により看護師を1名以上確保し24時間連絡可能な体制としており、入居者が重度化し看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、健康管理・医療連携体制を強化しております。

医療機関の名称	医療機関の名称
筑波病院	つくば市大角豆 1 7 6 1
柏田診療所	牛久市上柏田 2 丁目 3 9 - 1
介護老人保健施設「豊浦」	つくば市神郡 2 0 1 3 - 1

8. 施設退居

次の事項に該当した場合は、退居していただきます。

- ① 正当な理由もなく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 か月分滞納したとき
- ② 伝染病疾患により他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ入居者の退去の必要があるとき
- ③ 入居者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき

9. 医療機関等へ入院された場合の対応

当施設入居中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

① 30 日以内の短期入院の場合（検査入院等）

30 日以内の短期入院の入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。

ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金（介護保険料を除く。）をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記の短期入院期間を超える長期入院の場合は、3 か月以内については、原則として、再入居できますが、退居又は継続入居について、ご利用者及びご家族と調整させていただきます。

（医師からの症状・入院期間の説明があった時点からご相談させていただきます）

③ 再入居

入居者が、長期入院によりやむを得ず退居した場合において、当該者が治癒し再入居が可能となったときは、優先的に入居できるように配慮致します。

10. 退去時の援助及び費用負担

契約の解除あるいは終了により入居者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、入居者及び入居者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、入居者の退去までに入居者の生活に要した費用等の実費は、入居者及び入居者代理人の負担とします。

11. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	機関名：土浦市役所（土浦市大和町 9 番 1 号） 0 2 9 (8 2 6) 1 1 1 1 茨城県国民健康保険団体連合会 (水戸市笠原町 9 8 7 - 2 6) 0 2 9 (3 0 1) 1 5 6 5

12. 運営推進会議の設置

< 運営推進会議 >

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、認知症対応共同生活・介護予防認知症生活介護について知見を有する者等

開 催：隔月で開催

会 議 録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録作成します。

13. 入居代理人

- ① 事業者が必要ありと認め要請したときにはこれに応じて事業者と協議し、責務の履行、身上監護に関する決定、入居者の身柄を引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負うものとします。

- ② 入居代理人は身元引受人を兼ねることができます。
14. 医療連携体制に係る指針
- ① 入居者様に対する日常的な健康管理
- ア 看護職員及び看護師業務委託先事業所に所属する看護師（以下看護師とする）は入居者様の日常の健康状態を把握するとともに、看護職員への指示・指導を行います。
- イ 看護職員は看護師から指示、指導を受け、日常的な健康管理を行います。
- ② 主治医や医療機関との連携体制
- 通常時及び入居者様の状態が悪化した場合は、状況に応じて看護師が医療機関（主治医）との連絡・調整を図ります。
- ③ 緊急時における24時間オンコール体制
- 入居者様に病状等の急変が生じた場合は、看護師が24時間対応します。
- ④ 看取りに関する指針
- 入居者様及びご家族様からグループホームでの看取りの希望があった場合は、主治医に意見を求め、対応が可能と判断された場合に応じます。対応にあたっては、看護師が主治医との間で医療処置・日常の生活管理等について連携をとりながら行います。
- ⑤ 記録の整備
- 上記の業務に関する記録を入居者様個人別にグループホーム内に5年間保管します。
- ⑥ 入院期間中における居住費の取り扱い
- 重要事項説明書 9. を参照
15. 個人情報の取り扱い 別紙 個人情報取り扱い基準 参照
- ① 使用する目的
- 入居者のための介護計画書に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるカンファレンス等の会議において必要な場合
- 医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ② 秘密保持
- 事業者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族、入居者代理人等に関する秘密、個人情報については、入居者または第三者の生命、身体等に危険があるなど正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。職員は、在職中及び退職後においても、職務上知り得た情報を第三者に洩らすことはありません。あらかじめ文書により入居者または入居者代理人の同意を得た場合は前項の規定にかかわらず一定条件の下で情報を提供することができます。
- その他契約書第20条を参照
16. 身体的拘束等の禁止（契約書第23条参照）
17. 虐待防止に関する事項（契約書第24条参照）
18. 非常災害時の対応
- 非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。
- 地震、大水等災害発生時には、つくば市の防災計画に従い状況に応じ避難等の対応をいたします。
19. ハラスメントに関する事項（契約書第15条1. ⑤参照）

付 則

この約款は	平成	16	年	12	月	23	日	より実施する。	(永国認重平16.12.23号)
この約款は	平成	17	年	1	月	22	日	より実施する。	(永国認重平17.1.22号)
この約款は	平成	17	年	10	月	1	日	より実施する。	(永国認重平17.10.1号)
この約款は	平成	18	年	9	月	1	日	より実施する。	(永国認重平18.9.1号)
この約款は	平成	19	年	4	月	21	日	より実施する。	(永国認重平19.4.21号)
この約款は	平成	19	年	12	月	1	日	より実施する。	(永国認重平19.12.1号)
この約款は	平成	20	年	4	月	1	日	より実施する。	(永国認重平20.4.1号)
この約款は	平成	21	年	4	月	1	日	より実施する。	(永国認重平21.4.1号)
この約款は	平成	21	年	6	月	1	日	より実施する。	(永国認重平21.6.1号)
この約款は	平成	22	年	10	月	1	日	より実施する。	(永国認重平22.10.1号)
この約款は	平成	22	年	12	月	23	日	より実施する。	(永国認重平22.12.23号)

この約款は	平成	23	年	8	月	1	日	より実施する。	(永国認重平23.8.1号)
この約款は	平成	24	年	4	月	1	日	より実施する。	(永国認重平24.4.1号)
この約款は	平成	27	年	4	月	1	日	より実施する。	(永国認重平27.4.1号)
この約款は	平成	27	年	8	月	1	日	より実施する。	(永国認重平27.8.1号)
この約款は	平成	29	年	4	月	1	日	より実施する。	(永国認重平29.4.1号)
この約款は	平成	30	年	5	月	1	日	より実施する。	(永国認重平30.5.1号)
この約款は	令和	6	年	4	月	1	日	より実施する。	(永国認重令.4.1号)